

後期高齢者医療制度

市町村が運営主体を担うことは**到底容認出来ません！**

平成 17 年 11 月 25 日

全 国 市 長 会

市町村は、国保と介護保険の2つの保険者を担い、極めて厳しい財政運営を強いられています。

新たに創設される後期高齢者医療制度については、以下のとおり、国を責任主体として制度を構築する必要があります。

後期高齢者医療制度に関する意見

- 1 制度設計及び運営の責任主体は国であることを法律に明記する。
- 2 財政運営は、都道府県単位を軸とし、運営主体を国、都道府県及び全市町村が参加する公法人又は広域連合とする。市町村が財政運営の最終責任を持つことはできない。
- 3 低所得者対策については、国の責任において実施するものとする。
- 4 保険料率については、都道府県内同一とする。
- 5 国・都道府県は、試案で示された「財政安定化基金」の創設、再保険制度等のリスク分散策など、財政安定化策の充実を図る。
- 6 保険料徴収等の事務は、市町村が委託を受けて行う。